Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.1又は（Ｆ×44＋500）／（Ｃ×1.72）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一　略］

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の㈠及び㈡に定めるところによつて算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

㈠　農業就業者数比率（国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十七年産業分類別就業者数」という。）のうちＡ農業、林業のうち農業に係る就業者数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

五五パーセント以上の市町村	七〇〇点
三五パーセント以上五五パーセント未満の市町村	五〇〇点
三五パーセント	
三五パーセントを超え五四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
三五パーセント未満の市町村	
○パーセント	三二五点
○パーセントを超え三四パーセントまで	一パーセントにつき　五点

［㈡　略］

［三～六　略］

［２～４　略］

５　第一項第二号㈡の場合において、平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書を作成した後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の田畑、牧場及び宅地の面積については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

６　第一項第三号㈡の場合において、平成二十七年二月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の林野面積の総数については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

Ｂ／Ｃが7.50を超えるときは7.50とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは０とし、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.2又は（Ｆ×44＋500）／（Ｃ×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一　同上］

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の㈠及び㈡に定めるところによつて算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

㈠　農業就業者数比率（国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十七年産業分類別就業者数」という。）のうちＡ農業に係る就業者数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

五五パーセント以上の市町村	七〇〇点
三五パーセント以上五五パーセント未満の市町村	五〇〇点
三五パーセント	
三五パーセントを超え五四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
三五パーセント未満の市町村	
○パーセント	三二五点
○パーセントを超え三四パーセントまで	一パーセントにつき　五点

［㈡　同上］

［三～六　同上］

［２～４　同上］

５　第一項第二号㈡の場合において、平成七年度分の固定資産税に係る概要調書を作成した後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の田畑、牧場及び宅地の面積については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

６　第一項第三号㈡の場合において、平成二年八月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の林野面積の総数については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。